

法律名	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
施行年	平成15年
目的	この法律は、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）
対象者	国、電気事業者
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>この法律は、我が国の電気事業における過度の石油依存からの脱却、地球温暖化対策の必要性、海外諸国との新エネルギーへの意欲的な取り組みなどを背景に、電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づけるために設けられたもの。従って、バイオマスの発電事業にとっては規制ではなく追い風の法律。</p> <p>「電気事業者」とは、電気事業法の一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者である（電気事業法参照）。</p> <p>「新エネルギー等」とは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスを熱源とする熱である（第2条）。</p> <p>経済産業大臣は、電気事業者に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー電気の利用を義務づける（第4、5条）ことになっている。</p> <p>電気事業者は、この義務を履行する際、自ら発電する、他から新エネルギー電気を購入する、他の電気事業者に義務を肩代わりさせるという3つの選択肢がある。バイオマス発電事業者にとっては、最も都合がよい。（第5、6条）</p> <p>バイオマス発電については、発電設備が基準に適合していることについて、経済産業大臣の認定を受けることが出来る（第9条）（バイオマスや廃棄物利用の発電については、経済産業大臣は予め関係大臣に協議を行うことになっている。施行令第3条）</p> <p>認定のための申請書は提出しなければならないが、申請書は3通（「当該申請に係る発電がバイオマスを熱源とする熱を電気に変換するものである場合にあっては、三通」施行規則第11条）必要で、それには発電設備の構造図及び配線図を添付</p>

しなければならない。

認定基準は、以下の通り（施行規則第12条）。

イ．新エネルギー等電気の供給量を的確に計測できる構造であること

ロ．当該認定に係る発電が地熱を電気に変換するものである場合にあっては、地熱資源である熱水を著しく減少させない発電の方法であること。

ハ．当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱を電気に変換するものである場合にあっては、バイオマス比率を的確に把握するとともに、当該比率及びその算定根拠を法第十一條に規定する帳簿に記載しつつ発電すること。

備考	<p>この法律は、電気事業者に一定の新エネルギー利用発電量を義務づけるもので、バイオマスで発電事業を行うものにとっては支援ともなる法律である。</p> <p>また、バイオマス発電設備の基準があり、これに合致しておれば経済産業大臣の認定を受けることが出来るので活用すべき。</p>
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	炭化、熱化学的変換、生物化学変換
ビジネスプロセス	発電
関連法	電気事業法